

施設敷地緊急事態(10条)における避難の実施方針
 一福井県エリア(避難行動要支援者)②一



高浜小学校、高浜保育所
 (高浜町)
 ↓(バス2台)
 丹波の森公園
 (兵庫県丹波市)

施設敷地緊急事態(10条)における避難の実施方針
 ー福井県エリア(避難行動要支援者)ー

区分	PAZ(避難行動要支援者)							
	対象施設	対象者 (支援者数)	うちリスクが 高まる者	集合・出発地	輸送手段	台数	経由地	避難先
学校	たかはま 高浜小学校	38人(2人)	ー	たかはま 高浜小学校	バス (県バス協)	1	たんば 丹波の森公苑 (兵庫県丹波市)	兵庫県避難先 (想定)
	たかはま 高浜保育所	31人(6人)	ー	たかはま 高浜中学校	バス (県バス協)	1		
病院	わかさたかはま 若狭高浜病院 (透析患者)	1人(2人)	ー	わかさたかはま 若狭高浜病院 (放射線防護対策施設)	救急車 (若狭消防)	1	ー	つるが 市立敦賀病院 (敦賀市)
	わかさたかはま 若狭高浜病院 (入院患者)	1人(1人)	ー	わかさたかはま 若狭高浜病院 (放射線防護対策施設)	ストレッチャー車両 (関電)	1	ー	
福祉 施設	たかはま 高浜病院老健施設 (入所者)	2 高浜地域の合同訓練の実績数を記載				1	ー	リバーサイド ^{けひ} 気比 ^{もり} の社 (敦賀市)
	たかはま 高浜病院老健施設 (入所者)	1人(1人)	ー	たかはま 高浜病院老健施設 (放射線防護対策施設)	車イス車両 (高浜町社協)	1	ー	
在宅	在宅要支援者 ^{おとみ} (音海) (重篤者)	1人(1人)	ー	おとみ 旧音海小中学校	① ヘリ(陸自) 経由地からは ② 救急車(敦美消防)	① 1 ② 1	まりやま ^{みなみ} 鞠山南 (敦賀市)	みはま 美浜町保健福祉 センター (美浜町)
	在宅要支援者 ^{うちうら} (内浦)	1人(1人)	ー	うちうら 内浦公民館	車イス車両 (関電)	1	ー	
	在宅要支援者 ^{せいきょう} (青郷)	1人(1人)	ー	せいきょう 自宅(青郷地区)	車イス車両 (関電)	1	ー	
	在宅要支援者 ^{たかはま} (高浜) (重篤者)	2人(2人)	2人(2人)	たかはま 自宅(高浜地区)	救急車 (若狭消防) ※2名ずつ1台で2往復	1	ー	
								わかさたかはま 若狭高浜病院 (高浜町) (放射線防護対策施設) ※ 屋内退避

施設敷地緊急事態(10条)における避難の実施方針
 一京都府エリア(避難行動要支援者)一

区分	PAZ圏に準じた避難を行う地域(避難行動要支援者)							
	対象施設	対象者 (支援者数)	うちリスクが高 まる者	集合・出発地	輸送手段	台数	経由地	避難先
在宅	在宅要支援者 ^{おおやま} (大山) (重篤者)	1人	高浜地域の合同訓練の実績数を記載			1	-	おおやま 大浦会館 (放射線防護対策施設) ※ 屋内退避



施設敷地緊急事態(10条)における避難の実の方針 —福井県・京都府エリア(避難行動要支援者)—

避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者

関西電力株式会社高浜発電所のPAZ及びPAZ圏に準じた避難を行う地域における、以下の施設敷地緊急事態避難要避難者を対象(対象者数(支援者含む) 福井県97人、京都府2人)

- 学校・保育所の児童等
- 医療機関の患者
- 社会福祉施設の入所者
- 在宅の避難行動要支援者

避難等に際しての基本的考え方

【福井県高浜町】

- 内浦地区、青郷地区、高浜地区については、陸路により美浜町、敦賀市への避難を実施
- 施設敷地緊急事態要避難者のうち、要避難者の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整うまで屋内退避を実施し、その後、避難先へ避難を行う。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施。
- 高浜地区の一部の避難行動要支援者は、兵庫県丹波市の丹波の森公園を経由し、兵庫県の避難先まで避難を実施。
- 内浦地区の音海地区では、重篤患者の緊急搬送のため、実動部隊によりヘリでの避難を実施
- UPZ住民への屋内退避の準備を要請

【京都府舞鶴市】

- 大山地区に住む在宅の施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施
- UPZ住民への屋内退避の準備を要請

【滋賀県】

- 一時滞在者への屋内退避の準備を要請

住民への措置

- PAZ及びPAZ圏に準じた避難を行う地域の住民には避難準備を要請

施設敷地緊急事態(10条)要請文

訓練

施設敷地緊急事態(10条)

要請

平成28年8月27日8時00分

福井県 殿
高浜町 殿
小浜市 殿
おおい町 殿
若狭町 殿
京都府 殿
舞鶴市 殿
福知山市 殿
綾部市 殿
宮津市 殿
南丹市 殿
京丹波町 殿
伊根町 殿
滋賀県 殿
高島市 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

関西電力株式会社から高浜発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受けたので、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり要請する。

記

・関西電力株式会社高浜発電所からP A Z圏内の福井県高浜町青郷地区、内浦地区の全区、高浜地区のうち岩神、紫水ヶ丘を除く全区及び京都府舞鶴市松尾地区、杉山地区、P A Z圏に準じた避難を行う地域の京都府舞鶴市大山地区、田井地区、成生地区、野原地区の住民の内、施設敷地緊急事態要避難者は安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者であって、避難の実施により健康リスクが高まる者は屋内退避すること。

・関西電力株式会社高浜発電所からP A Z圏内の福井県高浜町青郷地区、内浦地区の全区、高浜地区のうち岩神、紫水ヶ丘を除く全区及び京都府舞鶴市松尾地区、杉山地区、P A Z圏内に準じた避難を行う地域の京都府舞鶴市大山地区、田井地区、成生地区、野原地区の住民(ただし、施設敷地緊急事態要避難者を除く。)は、避難準備を実施すること。また、関西電力株式会社高浜発電所のP A Zの住民に対して安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。